

# 高圧ガス保安法規集 第十七次改訂版

## 【正誤表その2】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。訂正箇所をご確認のうえ、ご使用ください。

該当箇所、頁	正	誤
高圧ガス保安法施行令 関係告示 第二条第五号ト (1005頁 下段)	く設けられたものに限る。)とし、外力による 損傷を防止するく	く設けられたものに限る。)とし、当該カバー等 の表面積の二パーセント以上四パーセント以内 の開口部を、その側面の二方向に設けることによ り、外力による損傷を防止するく

※傍線(――)部分削除

高圧ガス保安協会 教育事業部 TEL.03-3436-6102 FAX.03-3459-6113